

4. 関係会社の状況

子会社、関連会社に該当するものではありません。

1 『公庫の財務諸表等の閲覧期間並びに附属明細書及び業務報告書の記載事項に関する省令』(平成9年大蔵省令52号)により、子会社、関連会社は以下のように定義されています。

子会社：公庫が議決権の過半数を実質的に所有している会社であって、資金供給業務としての出資の出資先でないものをいう。

関連会社：公庫が、議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう

2 上記の定義に該当する関連会社ではありませんが、当公庫の出資比率が20%以上であるものについては、本説明書109～124ページをご参照ください。

5. 職員の状況

職員数の状況(予算定員)

平成16年度	平成17年度	増減
224人	224人	-